

健生食輸発0605第2号
令和7年6月5日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ガーナ産カカオ豆のデルタメトリン及びトラロメトリン、タイ産マンゴーのジフェノコナゾール、中国産アスパラガスのイソプロカルブ並びにメキシコ産アボカドのボスカリド)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年5月28日付け健生食輸発0528第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ガーナ産カカオ豆、タイ産マンゴー、中国産アスパラガス及びメキシコ産アボカドについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・ガーナ産カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のデルタメトリン及びトラロメトリン

2. 別表第3から削除

- ・タイ産マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジフェノコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「TROPICAL GREEN CO.,LTD.」であるものに限る。)
- ・中国産アスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイソプロカルブ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「JUXIAN YUANSHEG FOODSTUFFS CO.,LTD.」であるものに限る。)
- ・メキシコ産アボカド及びその加工品(簡易な加工に限る。)のボスカリド(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ECO FARMS(米国)」及び「K TRADER INC.(米国)」であるものに限る。)